



令和4年10月17日

『共同研究講座等制度』 について



国立大学法人

九州工業大学

「共同研究講座等制度」とは

企業等から受け入れた資金を活用して大学内に研究組織を設置、大学と企業等の共通の研究課題について、対等な立場で共同して研究を行う制度。

出口を見据えた優れた研究成果が生まれることで、大学として研究活動の更なる充実と産業界への一層の貢献を目指します。

講座等とは？
大学内の組織として設置する研究グループ

【これまでの連携方法】

共同研究

- ・ 個別の研究テーマ
- ・ 知的財産は、原則共有
- ・ 基本的には各教員が対応

寄附講座

- ・ 学内組織として、企業の名称を用いた講座を設置
- ・ 大学のリソースを活用
- ・ あくまで「寄附」
⇒ 企業等に研究成果物の還元なし



共同研究講座等制度

共同研究 と 寄附講座 の双方のメリット
⇒ 研究の促進！

「共同研究講座等制度」のメリット

	共同研究	寄附講座	共同研究講座等
講座の設置 ⇒ 学内組織として大学のリソースの活用が可能に	×	○	○
経費 ⇒ 知的財産の共有が可能に	共同研究費	寄附金	共同研究費
契約の締結 ⇒ 権利・義務に関して法的拘束力を持つことが可能に	○	×	○
専任教員 ⇒ 安定した研究基盤が構築され着実な研究の実施が可能に	×	○	○
成果の帰属 ⇒ 企業へ研究成果を還元	○	×	○

共同研究講座等の概要

〇〇共同研究講座等

設置期間は「3年～5年」※更新可能

企業名を付す
ことも可能

研究成果

企業の開発戦略に
あった確実な研究
成果の還元

共同研究教員



ポスドクや学生の受入も可能



組織対組織による運営

外部機関の代表者等と本学の代表者等
による年1回程度の運営会議の開催



共同研究講座等教員

(在籍出向・クロスアポイントメント等)
大学での身分は特任教授等



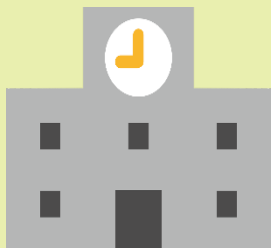
共同研究員の受入も可能

共同研究講座等経費

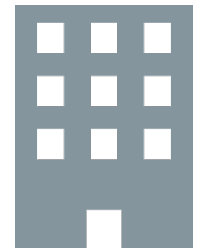
- ・共同研究講座等教員人件費
- ・研究費
- ・旅費・施設使用料 など運営に必要な経費

契 約

(共同研究講座等設置・出向 (クロスアポイントメント) など)



九州工業大学



企業・他機関

『共同研究講座等制度』の本学のサポート体制



産学イノベーションセンター

研究
推進支援

知的財産
管理

技術移転
支援

産学連携・
ベンチャー
支援

研究企画課
(事務的なサポート)

- 新テーマや関連分野に関し、**研究者とのコーディネート**
- **知的財産権**に関するサポート
- **外部資金の獲得**支援
- 共同研究の**進捗管理**サポート
- その他、日常的な講座等運営のサポート

『共同研究講座等制度』の **企業様** のメリット

① 共同研究が加速！

- 共同研究講座等教員の配置により、研究のスピードアップ、効率的な展開が期待
- 企業の中長期的な研究開発戦略にあった確実な研究成果が期待

② 知的財産の共有！

- 原則、知的財産の持ち分を定めた共同出願契約を別途締結した上で、企業側のメリットも十分配慮し特許等の共同出願を行います

③ 大学の組織的サポート

- 定期的に面談を行うなど、大学が組織としてサポート
- 外部資金の獲得支援等も実施
- 講座等は大学の組織なので、学内リソース（保有設備等）のフル活用が可能。教員同士の「横のつながり」も期待

④ 大学の研究者としての研究活動

- 大学の研究者という企業と一線を引いた立場で、各種の連携への取り組みが可能
- 本学の様々な知見や研究シーズへのアクセスが容易となり、新たな研究展開が期待

⑤ 学生へのPR効果

- 企業名を冠につけた講座等を学内組織として設置するため、学生への企業PR効果（優秀な学生の採用も期待）
- 講座等にポスドクや学生を受け入れることも可能。学生は企業と実施する共同研究に関与

⑥ 派遣研究者のモチベーションアップ

- 派遣研究者（共同研究講座等教員、共同研究員）は、原則企業側で人選可能。
- 共同研究講座等教員には、特任教授などの役職が付き、共同研究員には客員教授などの称号を付与することができます。

⑦ 共同研究員の学位取得の可能性

- 共同研究員を派遣する場合、研究業績次第で社会人ドクターとして学位取得できる可能性があります。